

ほげだより4月

厚木市立緑ヶ丘小学校 保健室 平成30年4月5日 発行



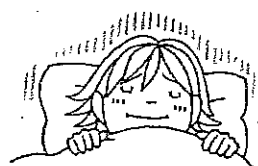
かわいらしい^{いらいらい}1年生^{いっしゅうせい}たちをむかえて、^{しんねんど}新年度がスタートしました。^{あたら}新しい出会いが多いこの時期はワクワクすることも多いでしょう。^{かんぎょう}環境の変化に^{たいちよう}体調をくずすこともあります。つかれが残らないように^{ひる}夜は早寝を心がけて、^{げんき}まずは元気に1年をスタートさせましょう!

幼ジきょうゆ 日高 さえり
養護教諭の 日高 沙恵理 です

みなさんの成長と健康を守るお手伝いをします。1年間、よろこばしく願います。

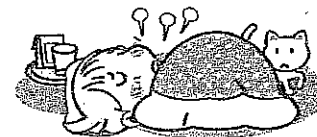


今年お世話になる
学校医の先生方です



おうちの方へ 出席停止について

感染症にかかったら、学校保健安全法により出席停止となります。症状の悪化を防ぎ、早期回復をはかるとともに、集団生活の中で感染症を広めないという意味合いもあります。出席停止の期間は欠席扱いになりません。

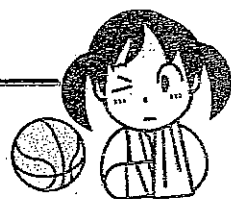


出席停止となる主な感染症

インフルエンザ 百日せき 麻疹 (はしか) 急性灰白髄炎 ウイルス性肝炎
風疹 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 咽頭結膜熱 水痘 (みずぼうそう) その他の感染症

『出席停止』と言われたら...

- ① 医師の診断を受けた時は、学校までご連絡ください。
- ② 学校より「治癒証明書」をおわたしします。「治癒証明書」は原則おうちの方に、学校に取りに来ていただいています。(近所の子どもが届けることによる感染防止、紛失によるトラブルをさけるため。ただし、きょうだいへ預けることは可能です。)
- ③ 治癒証明書を医療機関で記入してもらったら、それを持って登校してください。
 - 出席停止の期間を守り、医師の許可が出るまでは登校を控えてください。



日本スポーツ振興センターの 災害共済給付制度について



授業中、休憩時間、放課後、登下校中などの学校生活の中でケガをして病院を受診された場合、日本スポーツ振興センターから災害給付金を受け取ることができます。

給付の条件は...

- 学校管理下でのケガであること。
- 総医療費が5,000円(自己負担3割の場合、窓口支払いが1,500円以上)が対象です。

対象となる時は担任または保健室まで!!